

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【公表番号】特表2008-537482(P2008-537482A)

【公表日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-037

【出願番号】特願2008-501054(P2008-501054)

【国際特許分類】

C 12 N 15/09 (2006.01)

C 12 N 7/00 (2006.01)

C 12 Q 1/37 (2006.01)

A 61 K 39/155 (2006.01)

A 61 P 31/14 (2006.01)

C 07 K 14/115 (2006.01)

C 12 Q 1/70 (2006.01)

【F I】

C 12 N 15/00 Z N A A

C 12 N 7/00

C 12 Q 1/37

A 61 K 39/155

A 61 P 31/14

C 07 K 14/115

C 12 Q 1/70

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トリプシンの非存在下で増殖することができる、分離された哺乳動物メタニューモウイルスであって、

RQSR切断モチーフにおけるセリンからプロリンへの第1のアミノ酸置換と、E93K、Q100K、E92K、E93V、I95S、E96K、Q94K、Q94H、N97K、およびN97Hのうちの1つである第2のアミノ酸置換とを含むFタンパク質を含み、

ここで、第2のアミノ酸置換における番号92、93、94、95、96、97、および100が、配列番号314のアミノ酸残基の位置番号を表す、

前記ウイルス。

【請求項2】

哺乳動物メタニューモウイルスがヒトメタニューモウイルスである、請求項1に記載のウイルス。

【請求項3】

Fタンパク質における第2のアミノ酸置換がE93Kである、請求項1に記載のウイルス。

【請求項4】

哺乳動物メタニューモウイルスのFタンパク質をコードする単離された核酸であって、前記Fタンパク質が、S101Pアミノ酸置換と、以下のアミノ酸置換：E93K、Q100K、E

93V、I95S、E96K、Q94K、Q94H、N97K、およびN97Hの少なくとも1つとを含み、ここで、後者のアミノ酸置換における番号92、93、94、95、96、97、および100が、配列番号314のアミノ酸残基の位置番号を表す、核酸。

【請求項5】

哺乳動物メタニューモウイルスがヒトメタニューモウイルスである、請求項4に記載の核酸。

【請求項6】

Fタンパク質における第2のアミノ酸置換がQ100Kである、請求項1に記載のウイルス。

【請求項7】

Fタンパク質における第2のアミノ酸置換がE96Kである、請求項1に記載のウイルス。

【請求項8】

Fタンパク質における第2のアミノ酸置換がQ94Kである、請求項1に記載のウイルス。

【請求項9】

前記の以下のアミノ酸置換の少なくとも1つが、E93Kである、請求項4に記載の核酸。

【請求項10】

前記の以下のアミノ酸置換の少なくとも1つが、Q100Kである、請求項4に記載の核酸。

【請求項11】

前記の以下のアミノ酸置換の少なくとも1つが、E96Kである、請求項4に記載の核酸。

【請求項12】

前記の以下のアミノ酸置換の少なくとも1つが、Q94Kである、請求項4に記載の核酸。

【請求項13】

請求項1~3及び6~8のいずれか1項記載の哺乳動物メタニューモウイルスを、培地1ミリリットル当たり20ミリ単位未満のトリプシン比活性を有する培地中に培養することを含む、哺乳動物メタニューモウイルスを増殖させる方法。

【請求項14】

培地に血清が添加されていない、請求項13に記載の方法。